

「津波対策の推進に関する法律案」の早期成立を求める意見書

去る3月11日、国内観測史上最大規模となるマグニチュード9.0を記録する東北地方太平洋沖地震が発生した。激震とともに発生した大規模な津波と火災は、我が国の広い範囲において未曾有の大惨事をもたらした。

とりわけ東北地方における被害は甚大であり、岩手、宮城、福島各県を中心に幾多の尊い人命が失われ、未だ多くの方々が行方不明となっている。

特に、犠牲になられた方のうち、津波により犠牲になられた方の割合が92%ともいわれている。

また、和歌山県でも、近い将来、東海・東南海・南海地震の発生する可能性が極めて高いとされており、発生すれば、本県において約5千人の死者、約1万人の負傷者、約10万戸の家屋が全壊・焼失すると予想されている。

このような状況から、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するための法律の制定を、早急に行う必要がある。

現在、「津波対策の推進に関する法律案」が、議員立法として、第174回通常国会に提出され、継続審議となっている。

よって、国会並びに政府におかれては、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図る「津波対策の推進に関する法律案」について、早急な審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年5月17日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防災担当大臣
内閣官房長官